

平成16年度決算審査措置要求決議

内閣及び会計検査院は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 公務員の早期勧奨退職慣行の見直し等、公務員制度改革について

近年、旧道路公団が発注した鋼鉄製橋梁工事や防衛施設庁が発注した在日米軍施設関連工事をめぐり、発注者側の職員が談合に関与したとして逮捕された上、受注側企業の多くに国家公務員退職者が再就職している事実が明らかになるなど、国民の行政に対する信頼を失墜させる事態が相次いで生じており、本委員会においても再三にわたり取り上げられた。

このような事件が発生する背景には、単に国家公務員退職者の受注側企業への再就職だけではなく、現在の行政組織に存在する国家公務員の早期勧奨退職慣行のため、国家公務員法に規定される60歳の定年年齢前に退職する者は何らかの形で再就職せざるを得ないという構造的な問題がある。

政府は、国民の信頼を一日も早く回復するため、早期勧奨退職慣行の見直しを始め、公務員制度改革に取り組み、同時に、国家公務員が各々の能力を十分に発揮できる勤務環境を整えるべきである。

2 独立行政法人の業務運営等の見直しについて

本委員会は、平成13年4月に設立されたいわゆる先行独立行政法人の業務運営等について、会計検査院に対し会計検査を要請した。これに対する報告では、財務の状況に関して、運営費交付金の算定の際に自己収入を控除していないあるいは控除していてもその額が実績と乖離している法人があることや、随意契約の限度額が多くの法人で国の基準を上回り、その理由が必ずしも合理的なものではない法人が見受けられることなどが報告されている。加えて、各法人の業務実績の状況に関し、国立オリンピック記念青少年総合センター等の研修施設法人において、宿泊施設の稼働率が必ずしも高い水準となっていなかったり、利用者全体に占める主催事業参

加者の割合が低くなっていたりしていることなども報告されている。

また、国の契約における随意契約の多さが問題視されている中で、独立行政法人国立病院機構では、駐車場管理やエレベーター保守点検の業務委託、食堂・売店の施設貸付けなどについて、旧国立病院出身者が数多く天下りをしている民間企業に集中して随意契約をしていることが明らかになった。

政府は、各独立行政法人に対し、会計検査院の報告内容を真摯に受け止めて改善を図るよう求めるとともに、制度本来の趣旨に沿った効率的な運営がなされているかとの観点から、厳格な評価をしていく必要がある。あわせて、独立行政法人制度において幾つかの問題が指摘されている状況を踏まえ、諸外国の例なども参考にしながら不断の改善を図っていく必要がある。また、中期目標期間終了時の見直しに際しては、各法人の政策目的が適切かあるいはその使命が果たされているかといった観点からも評価を行い、積極的に組織の統廃合及び事務事業の見直しを行うべきである。

3 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の見直しの必要性について

公益法人の理事については、「所管官庁の出身者が占める割合は理事現在数の3分の1以下とすること」と、平成8年9月に閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」において規定されている。しかしながら、現実には多くの公益法人において、所管官庁OBが占める割合が3分の1を大きく上回っている。

この背景には、平成8年12月に設けられた「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」がある。この運用指針は、「所管する官庁の出身者」について、本省庁課長相当職以上を経験、その者のいわゆる「親元省庁」が当該法人を所管する官庁、退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任、という3つの要件をすべて満たす者と規定しており、そのため多くの所管官庁OBは「所管する官庁の出身者」に該当せず、結果的に閣議決定の趣旨がないがしろにされていることは問題である。

政府は、平成8年9月の閣議決定の考え方を遵守するよう、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」における「所管する官庁の出身者」の要件を見直すべきである。

4 少子化対策及び男女共同参画推進に関し一元的に決算状況を把握する必要性について

政府は、少子化対策及び男女共同参画推進の重要性にかんがみ、特命担当大臣及び担当部局を設置している。決算審査に当たり、これらの施策に関する関連経費の予算及び使用実績は必須の参考資料である。しかしながら、政府全体としての関連予算の取りまとめはなされるものの、使用実績は取りまとめられていない。このため、政府が重要施策として特命担当大臣まで設置しているにもかかわらず、国会の決算審査において充実した質疑を行うことができない状況となっている。

政府は、これらの特命担当大臣を置いている重要施策については、その調整機能を高めて各府省の決算を取りまとめ、独自の評価を行い、国会に報告することを検討すべきである。

5 地方自治体、独立行政法人におけるITシステムの見直しについて

中央省庁のレガシーシステムは、昨年来実施された刷新可能性調査等により予算の約4分の1に当たる950億円が削減できる見通しとなったが、地方自治体のIT関係経費は電子自治体の推進などにより年間約4,300億円、また、独立行政法人のIT関係経費も年間約3,000億円になると言われ、予算の効率的な使用が求められている。

しかし、これら地方自治体等のITシステムの調達に関しては、類似の業務システムであっても初期構築費用及び運用・保守費用が市町村によって大きく異なっている問題や、運用・保守費用の硬直化が指摘されるレガシーシステムの問題、多額の経費をかけて構築したシステムに十分活用されていないものがある問題などが指摘されており、看過できない状況にある。

政府は、地方自治体及び独立行政法人に対して積極的に助言、指導を行い、IT調達の効率化による関係経費の抑制を進め、地方行財政運営の効率化や独立行政法人の運営費交付金の抑制につながるよう努めるべきである。

6 IT調達に係る契約の在り方について

会計法第29条の12は、電気等の供給や電気通信役務の提供に関する契約について、例外的に長期継続契約の締結を認めているが、政府は、36のレガシーシステムのう

ち10システムに関する業務について、電気通信役務に該当するとして長期継続契約によっている。

しかし、レガシーシステムに関する業務は、通常想定される電気通信役務とは異なるものであり、会計法上、長期継続契約が例外と位置付けられていることを踏まえれば、現在の運用については議論の余地がある。

政府は、会計法の原則に照らし、レガシーシステムに関する業務について長期継続契約を認めている現状の是非を検討し、当該業務に関する契約について会計法上の位置付けを明確にすべきである。

7 資金の使途に疑惑が持たれる事件に係るODA案件の調査について

ベトナムにおける外国からのODAで実施されたインフラ整備事業等において、不適切な設計や施工が行われ、日本を含むODA資金が遊興費等に流用されているのではないかとの疑念が同国国民の間に生じているほか、一般プロジェクト無償資金協力に関する入札の落札率が極めて高い事態等が明らかになった。

政府は、近年の厳しい財政状況の中、ODAに対して国民の厳しい目が向けられていることを十分認識し、相手国政府の理解と協力を得て、時宜に適ったODA案件の実施や費用の適正化等に努め、我が国ODAの一層の透明性向上、適正かつ効率的な執行に努力すべきである。また、ベトナムにおいて疑念が生じているベトナム交通運輸局第18事業管理局(PMU18)が関係する我が国ODA案件については、同国が我が国ODAの第3位の受取国となっている現状を踏まえ、捜査の動向を注視しつつ、入札手続や施工等が適切に実施されているか調査を実施し、その結果をインターネット等を通じて広く公開すべきである。

8 特別会計積立金の一層の活用方策の検討について

財政融資資金特別会計においては、将来の金利変動による逆ざやの発生の可能性に備え、毎年度、損益計算上利益を生じた場合には、金利変動準備金として整理することとしているが、昭和55年度より毎年黒字を計上し、逆ざやを生じたことはなく、近年、年間3兆円単位で積立金が増加している。18年度予算においては、同準備金より12兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れ、国債残高の圧縮に充てることとしている。

また、外国為替資金特別会計においては、将来の歳入不足の可能性に備え、為替介入で得たドルで米国債を購入するなどしてその利子収入を蓄えており、昭和 56 年度より剰余金の一部をほぼ毎年一般会計に繰り入れているものの、年間数千億円単位や、時には一兆円を超える額で積立金が増加している。

不測の事態に備えるこれら特別会計の積立金の意義は認められるものの、その適正規模については議論が分かれるところである。

さらに、多くの特別会計においては、一般会計から多額の繰入金を受け入れているが、いったん予算化されると執行残を出しながらも、一般会計に戻されることなく、そのまま特別会計において繰り越されている。

政府は、これら特別会計の積立金等について、その規模の妥当性につき国民が納得できるよう説明を行うとともに、規模が過大であると考えられる部分については、国債償還への充当や一般会計への繰入れを行い、その上で消費拡大策への利用なども念頭に、その活用方策を徹底的に検討すべきである。

9 分かりやすい政府会計への取組について

我が国の予算書及び決算書は、その表示科目が事業の内容とは必ずしも結びついておらず、事業の評価をする上で支障が生じている。また、各歳出歳入の項目が、各年度において施策の内容が変化するなどにより、実態を把握しづらい状況にある。さらに、一般会計と特別会計ではコード番号の設定を含め、体系が異なることにより、一覧性に乏しいため、国の会計の全体把握が困難となっている。

政府は、予算書及び決算書について、その表示科目を見直し、政策単位での分析評価ができる仕組みとするとともに、予算・決算情報について、国民に一覧して分かりやすく親しみやすい情報開示に努めるべきである。また、ストックベースの財務状況等を明らかにする財務書類の整備を推進するとともに、速やかな情報開示に努めるべきである。

10 年金福祉施設等の整理合理化について

勤労者福祉施設については、独立行政法人雇用・能力開発機構において売却処分を進めてきたが、本年 3 月処分を終了した。その売却額は 127 億円余にとどまり、当該施設の建設費総額 4,400 億円余の約 3 パーセントに過ぎなかった。

また、年金福祉施設等の整理合理化については、厚生年金会館や健康管理センターなどの年金福祉施設等313施設の廃止・譲渡に係る業務が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に委ねられ、同機構は平成22年度までの5年間に廃止・譲渡を行うこととされている。

当該年金福祉施設等に投入された保険料総額は、施設整備費、土地取得費を合わせて約1兆4,000億円に達するが、同機構に出資する施設の時価評価相当額は約2,600億円である。時価で見た場合と比較した損失は、約1兆1,000億円に上り、同機構に出資した施設が国有財産であった時の簿価（15年度末、約8,900億円）と比較しても約6,300億円の減額になったことは誠に遺憾である。

政府は、国民から預かった保険料を財源とする年金資金等に多大な損失を与えたことを重く受け止め、施設の売却に当たっては、損失の最小化のため最大限努力すべきである。

さらに、年金福祉施設等の整理合理化に伴い、当該施設の運営等を委託されている公益法人等については、廃止・統合を含めた抜本的な見直しを速やかに進めるべきである。

11 会計検査院の独立性の確保及び随意契約の見直しについて

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する機関であり、予算が適切かつ有効に執行されたかどうかを検査する重要な役割を担っている。厳正かつ公正な検査を行うため、会計検査院は、検査対象機関の模範となるよう自らを厳しく律しなければならない。

近年、会計検査院について、退職した職員の検査対象法人等への再就職、元職員が役職員の多くを占める財団法人との随意契約による業務委託、随意契約の件数が多いことなどが、厳正かつ公正な検査に疑念を生じかねないものであると指摘されている。

会計検査院は、一層の独立性を確保するため、早期勧奨退職や再就職などを含めた職員の処遇について再検討するとともに、自らの随意契約については、契約の透明性、公正性の確保の見地から、率先して見直しを行うべきである。